

菰野町の下水道



平成30年度 第31回 下水道ポスターコンクール 三重県知事賞 受賞作品

目次

下水道の役割	3
下水道が完成すると	4
排水設備について	5
排水設備工事	6
既設浄化槽の廃止	7
排水設備・水洗便所改造資金融資あっせん 及び利子補給・助成金制度	8
受益者負担金・分担金について	9
下水道使用料について	12
工場・事業所などの排水規制について	14
下水道を大切に	15

【表紙】

平成30年度 第31回 下水道ポスターコンクール
三重県知事賞 受賞
菟野小学校 4年 山手智生さんの作品

美しい自然と
快適な生活環境をめざして
(蒼滝)

下水道の役割

美しい水辺環境は私たちの心に潤いを与えてくれます。しかし近年では、昔のような清らかな川の風景を目にすることが少なくなってきています。

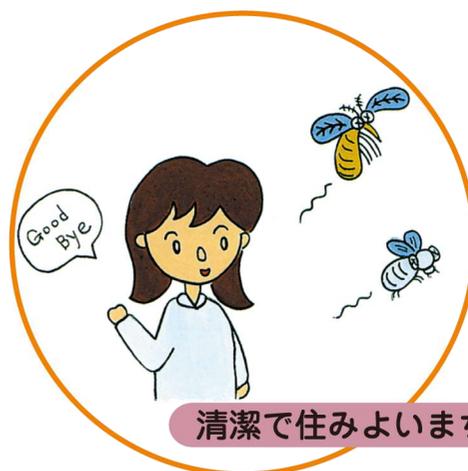
私たちが生活の中で使った水は、生活排水となって流れ出ます。生活排水は本来、自然の中でバランスよく浄化されていました。しかし、生活様式などの変化により自然の力だけでは浄化しきれなくなり、現在では川や海といった自然環境を汚す原因となっています。

そこで国をはじめ県や町では、人が使用し汚れた水を美しくして自然にかえし、より住みよい生活環境をつくるため下水道事業に取り組んでいます。

菰野町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業などにより全町を計画的に整備し、自然環境の保全に努めています。



■下水道ができると…■



下水道が完成すると

「地域ぐるみ」で「早期」に下水道のご利用を！

下水道ができると、生活排水などの汚れた水が直接川や溝に流れないため、海や河川の汚濁がなくなり、もとの清らかな流れを取り戻すことができます。また、排水路での悪臭はもちろん、ハエや蚊の発生を防止します。

次に、衛生的な水洗便所が使えるようになります。くみ取りの必要や悪臭がなくなり小さな子どもやお年寄りでも安心して使うことができます。

しかし下水道が完備されても、これを皆さんが利用しなければせっかくの施設も無駄なものになってしまいます。また、地域ぐるみの排水設備の設置、便所の水洗化がなされなければ環境衛生の向上にはつながりません。

そこで地区などで話し合い、「地域ぐるみ」で「早期」に排水設備の設置、便所の水洗化をすすめ、地域にお住まいの方全員に参加していただくことが必要です。

供用開始区域にお住まいの方

(要旨)

1 排水設備の設置

(下水道法 第10条 第1項、菟野町下水道条例 第3条)

供用開始区域内で汚水を排出する建築物を所有する方は、供用開始の告示がされると、町条例では1年以内に排水設備(家庭の台所、風呂場などの汚水を下水道に流す施設)を設置しなければならないと定められています。

2 水洗便所への改造(下水道法 第11条の3)

供用開始区域内にくみ取り便所のある建築物を所有する方は、供用開始の告示の日から3年以内にその便所を水洗便所に改造しなければならないと定められています。

3 新築・増築・改築される方(建築基準法 第31条)

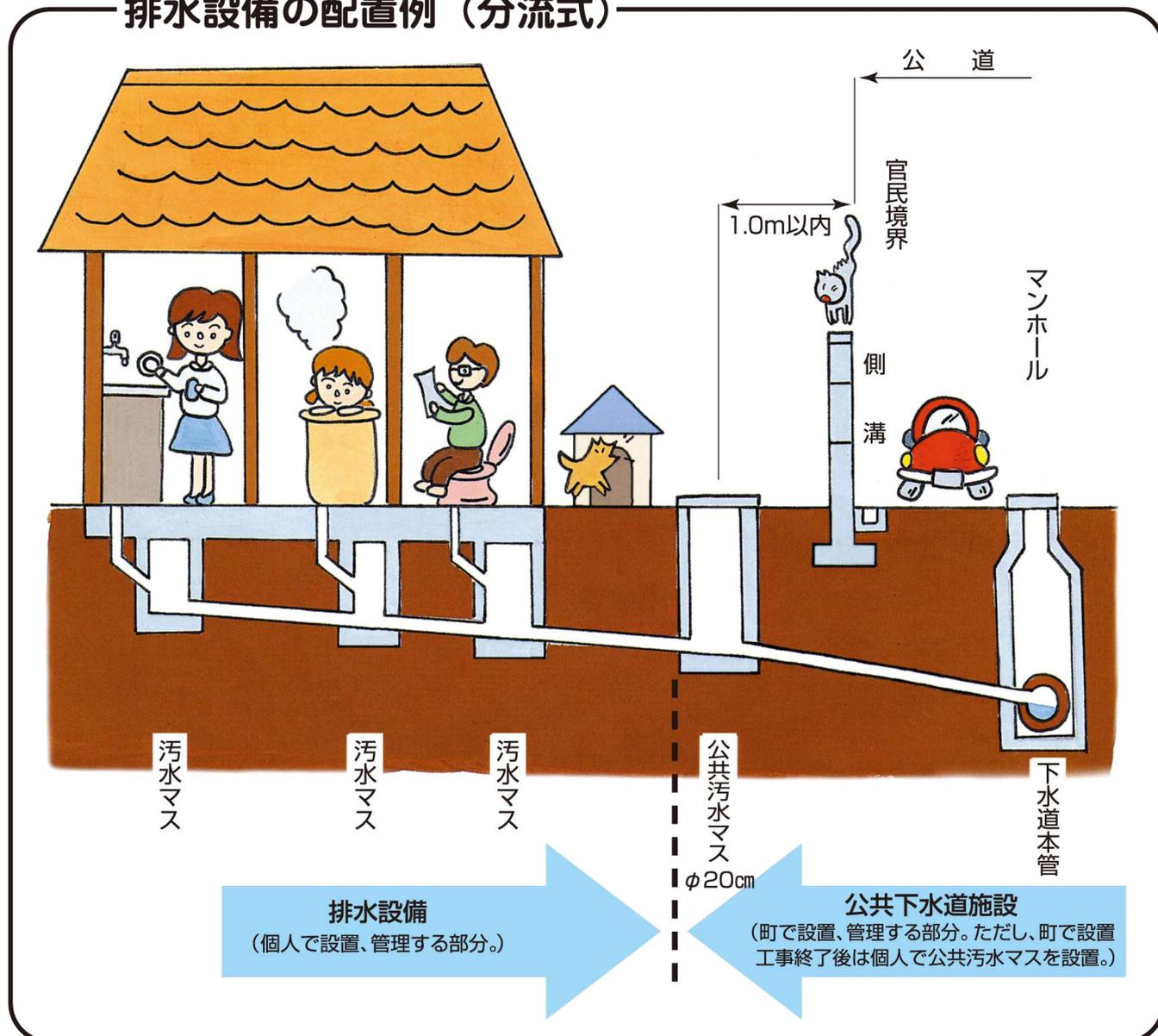
供用開始区域内で、今後、家を新築・増築・改築される方は、設置する便所を水洗便所にして、水洗便所からの排水管を公共下水道に接続しなければならないと定められています。

排水設備について

排水設備とは、家庭や工場などから汚水を下水道に排除するために設ける排水管やマスなどのことをいい、各家庭の台所や風呂場、便所などの流し口から公共汚水マスに排水管を接続していただきます。

なお、排水設備（宅内排水管）は下水道の供用開始後、個人の費用負担で工事し、個人で管理していただきます。

排水設備の配置例（分流式）



下水の排除方式は分流式です

菰野町の下水道は、汚水と雨水を別々の管渠で排除する分流式をとっています。汚水は公共下水道に流していただき、雨水はそのまま川や水路、側溝に流してください。

新築・増改築の際も必ず、汚水と雨水にわけて、汚水のみを公共汚水マスに接続する方法で施工してください。

排水設備工事

排水設備（宅内排水管）工事を行う場合は法律や条例などで基準が定められているため、必ず知識・技術を有した町の指定工事店に直接依頼してください。

工事の手順

1 指定工事店を決めましょう。 ※指定工事店の一覧は町のホームページで閲覧できます。

町の指定工事店から業者を選定し、直接指定工事店に依頼してください。



2 見積書をもらいましょう。

指定工事店と十分に打ち合わせを行い、見積書をもらいましょう。代金の支払い方法も決めてください。その際の必要書類の署名押印は、自分の目で確かめて行いましょう。

町への申請書類の作成、提出は指定工事店が代行します。



3 工事の許可

町では指定工事店から提出のあった申請書をもとに、施工方法等が適正かどうか審査して工事の許可をします。



4 工事の期間

排水設備工事、水洗便所への改造期間は工事の内容によって異なりますが、おおむね1週間ぐらいです。依頼した指定工事店とよく相談してください。



5 工事が完了したら…。

工事が完了すると指定工事店から町へ完了届が提出され、指定工事店立会いの上、町職員が検査をします。（検査済証を交付します。）



6 使用開始届

指定工事店から町へ完了届を提出する際に併せて使用開始届を提出してください。



7 いよいよ快適で衛生的な生活の始まりです。



既設浄化槽の廃止

下水道が整備され供用が始まると、浄化槽を廃止して、1年以内に公共下水道へ接続する必要があります。浄化槽をそのまま使用されますと維持管理の費用も継続して負担することになりますので、排水設備工事の際、浄化槽を廃止してください。

廃止等の工事方法（工事には、次の3通りの方法があります。）

1 掘り起こし

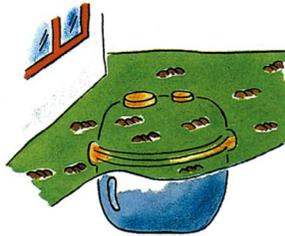
- 1 内部の清掃をする。
- 2 浄化槽本体を取り除く。
- 3 良質な土砂で埋め戻す。

助成金1万円対象（供用開始後1年以内）



2 閉鎖工

- 1 内部の清掃をする。
- 2 流入孔と流出孔をモルタルでふさぐ。



3 埋めもどし

- 1 内部の清掃をする。
- 2 上部を切り取る。
- 3 内部器材を取り除く。
- 4 底に穴を開け砂埋めをする。



既設浄化槽の再利用方法

雨水貯留施設への改造

- 1 内部の清掃をする。
- 2 内部器材を取り除く。
- 3 流入孔に雨どい等を接続する。
- 4 必要に応じてポンプ等を設置する。

助成金3万円対象（供用開始後1年以内）



処分方法としては最初の3通りの方法がありますが、既設浄化槽の廃棄場所は町内にはありませんので、既設浄化槽の処分も含め町の指定工事店に依頼されることをお願いします。

また、雨水貯留施設に改造し再利用する場合は、町から3万円の助成金が出ます。雨水は庭の水まき、防火用水等に利用でき、また大雨等の浸水防止にも役立ちます。

（供用開始より1年目のみ P8参照）

くみ取り便所の水洗化

現在くみ取り便所をご使用の方は、公共下水道が整備され、供用が始まりましたら必ず水洗化の工事を町の指定工事店で行ってください。

まず、公共汚水マスへ接続するための排水設備工事を行います。それから大・小便器及び便槽を取りこわして、水洗便器を据えつけます。

排水設備・水洗便所改造資金融資あっせん 及び利子補給・助成金制度

水洗化支援制度について

宅内排水設備の工事にかかる費用は個人負担となります。そこで菰野町では、排水設備を設置し、若しくは浄化槽を撤去し、またはくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする方に、その工事に必要な資金の融資をあっせんする制度、また既設の便所を水洗式に改造しようとする方、及び個人浄化槽を改造あるいは撤去しようとする方に対する助成金の制度があります。(いずれか一つ)

排水設備等融資あっせん及び利子補給金交付制度

【あっせんの条件】

- 融資金額：公共汚水マス1個につき100万円以内
- 利率：(長期プライムレート+2%) - 3% (町助成利率)
(物価変動等やむをえない場合、変動の可能性有り)
- 償還期間：60ヵ月以内 (5年)
- 償還方法：元利均等月賦償還
- 取扱金融機関：町内に支店を有する金融機関

【あっせんを受けることができる方】

(1年以内に排水設備の設置、3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする方)

1. 町税、水道料金及び受益者負担金・分担金を滞納していないこと。
2. 融資を受けた排水設備等資金の償還能力を有すると取扱金融機関が認める者であること。
3. 自己資金のみでは、工事費を一時的に負担することが困難であること。
4. その他、取扱金融機関が必要と認める要件を備えていること。

水洗便所改造等助成金制度

また、菰野町にはくみ取り便所を改造したり、浄化槽を改造、撤去する場合の改造工事に必要な資金の一部を助成する制度もあります。(以下の表参照)

単 位	区 分	金 額
公共汚水マス 1個につき	くみ取り便所を水洗式に改造 する場合	供用開始より1年目 4万円 供用開始より2年目 2万円 供用開始より3年目 1万円 それ以後 0円
	個人浄化槽を撤去する場合	供用開始より1年目 1万円 それ以後 0円
	個人浄化槽を改造する場合 (雨水貯留施設等再利用の場合)	供用開始より1年目 3万円 それ以後 0円

受益者負担金・分担金について

衛生的で快適な生活環境を守るために、下水道は大切な役割を果たしています。しかしその一方で、下水道の整備にはとても費用がかかります。また、公園や道路などの公共施設とは違って、整備した施設を利用するのはその地域の方に限られます。

このため、下水道の工事費を町税などの税金だけでまかなうことになると、下水道を利用できない人たちにまで負担をかけることになり、これは公平な負担の原則に反することになります。

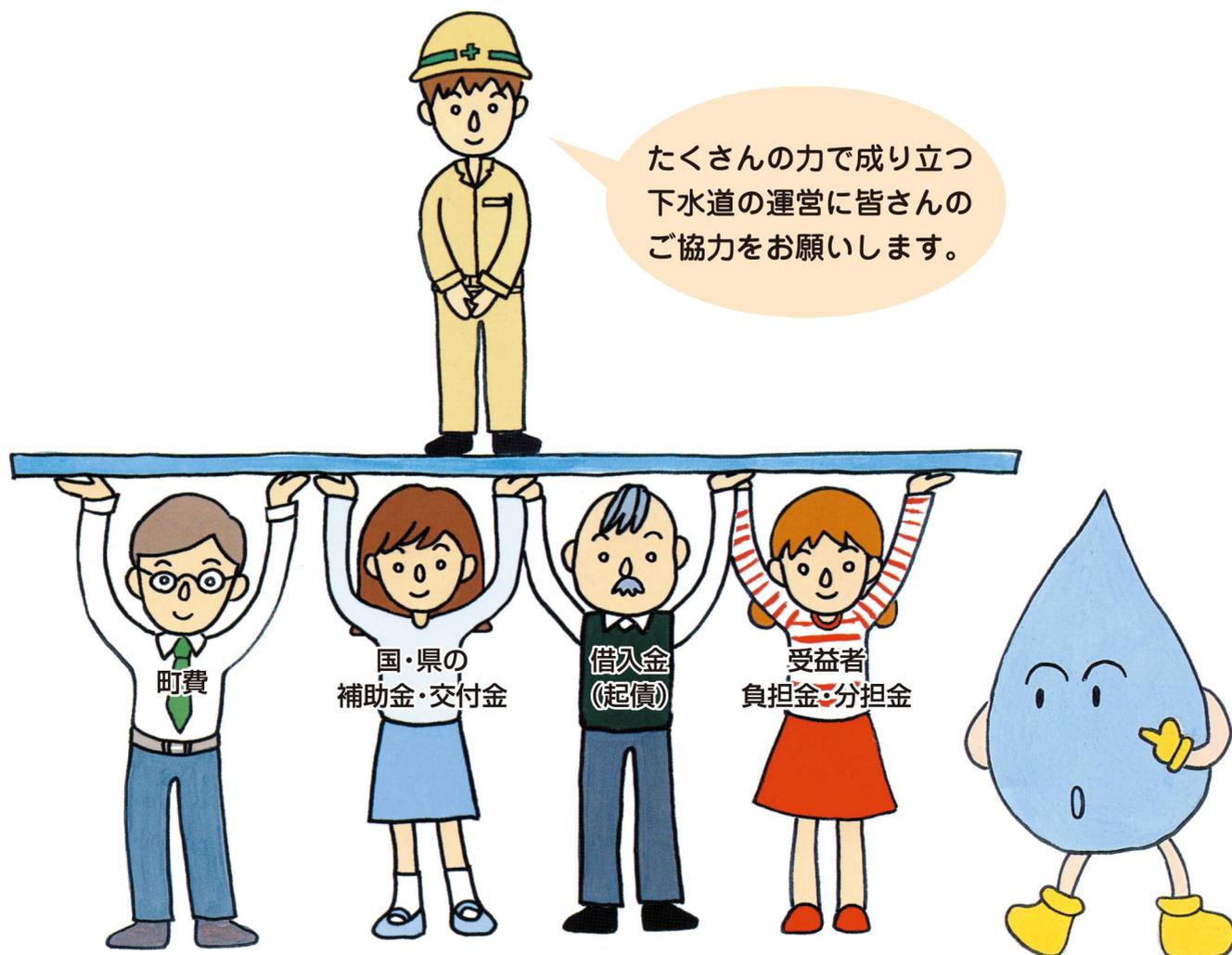
そこで、下水道事業によって利益を受ける方に、工事費の一部を負担していただくのが「受益者負担金・分担金」です。

快適な生活環境、利用価値の高い地域づくりをすすめるためこの制度にご理解ください。

(※ 次頁以降、受益者負担金・分担金を負担金と表記しています。)

下水道整備の財源

国庫補助対象事業と町単独事業とがあり、受益者の皆さんから、町の単独事業費(末端管渠布設工事)の一部を負担していただきます。



負担金の額

・公共污水マス1個につき均等割120,000円と、土地(公簿)面積に1㎡当たりの単位負担金額を乗じて得た額
(400円/㎡、土地面積700㎡を超えた分は200円/㎡)

<負担金の計算例>

対象となる土地の面積が1,000㎡の場合(公共污水マス1個)
(700㎡×400円+300㎡×200円) + 120,000円×1個=460,000円

対象となる土地の面積が300㎡の場合(公共污水マス1個)
(300㎡×400円) + 120,000円×1個=240,000円

宅地として一体利用している土地が負担金の対象となります。

負担金を納めていただく方(受益者)

負担金を納めていただく方は、下水道が整備された賦課対象区域として町が告示した区域の土地または建物所有者もしくは権利者(地上権、質権、使用貸借権または賃貸借権による権利者)となります。

受益者の決め方



自分の土地に家を立て、そこに住んでいる場合

受益者は「A」



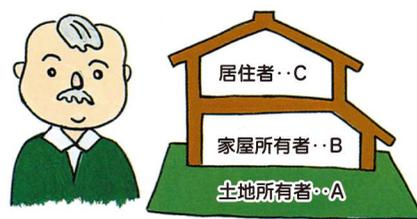
他人の土地に家を立て、自分が住んでいる場合

受益者は「AまたはB」



自分の土地に家を立て、他人に貸している場合
貸家・アパート・貸間など

受益者は「AまたはB」



他人の土地に家を立て、それを貸している場合
貸家・アパート・貸間など

受益者は「AまたはBもしくはC」

納付方法

負担金の納付方法には分割納付と一括納付の2通りの方法があります。

【分割納付】

負担金を3年に分割し、12回で納めていただきます。

<分割納付の計算例>

負担金が460,000円の場合

460,000円÷12回÷38,333円

(初回のみ38,700円、2回目以降38,300円が11回)

【一括納付】

負担金を各年度の第1期目までに一括納付していただく
と右の表の割合で計算した報奨金が交付されます。

納付期日

期別	納付期限
第1期	7月31日
第2期	9月30日
第3期	11月30日
第4期	2月末日

一括納付報奨金の率

一括納付する期間	一括納付金額に乗じる率
3年	3/100(全額の3%)
2年	2/100(2年目以降にかかる全額の2%)
1年	1/100(3年目以降にかかる全額の1%)

負担金の賦課保留、徴収猶予、減免について

負担金は、受益者の申請により土地の利用状況及び受益者の事情などにより町長が認めた場合は、賦課保留、徴収猶予、減免を受けることができます。(申請が必要です。)

【負担金の賦課保留】

賦課保留とは、田、畑、山林等で下水道を利用する予定のない土地、または宅地であっても公共汚水マスの設置していない土地が対象となります。上記の土地であっても公共汚水マスが設置されている場合は、負担金が賦課されます。要件を欠いたときは、その時点の年度に負担金を一括で納入していただきます。

ただし、一括納付報奨金は交付されません。

負担金賦課保留対象基準				
土地の状況	期間	金額	摘要	
1. 現況、台帳上ともに田、畑、山林池、沼等の土地 2. 宅地であっても汚水が発生しない土地(空き地等)	下水道を使用するときまで	負担金の全額	(公共汚水マスが設置された土地、汚水が発生する土地と一体的に利用されている土地を除く)	
公道に面さない等の理由により、公共下水道が使用できない土地	下水道が使用できるときまで	負担金の全額		
係争地	受益者が確定するまでの期間	負担金の全額	訴状の写し等その事実を証明する書類を添付すること	

【負担金の徴収猶予】

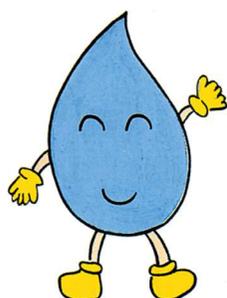
田、畑、山林等、あるいは宅地であっても建物がない等で汚水が発生せず公共下水道に接続できないが将来の接続をみこして公共汚水マスの設置をしてある土地について面積割を、また受益者が病気になられたとか、災害にあわれた場合、負担金の徴収をその被害等に応じた期間、猶予するという制度です。



負担金徴収猶予対象基準				
受益者の状況	土地の状況	猶予期間	金額	摘要
	1. 現況、台帳上ともに田、畑、山林池、沼等の土地 2. 宅地であっても汚水が発生しない土地(空き地等)	下水道を使用するときまで	面積割	(公共汚水マスが設置された土地)
震災及び風水害にあわれた方		建物の被災状況 3割以上 1年以内 5割以上 2年以内 全壊 3年以内	負担金の全額	地方公共団体が罹災証明が取得できるもの
火災にあわれた方		半焼以上 2年以内 全焼 3年以内	負担金の全額	消防署で罹災証明が取得できるもの
受益者、または受益者と生計をとめている親族が病気やけがで長期療養が必要な場合		(療養期間) 3か月以上 1年以内 1年以上 2年以内	負担金の全額	医師の診断書が取得できるもの
その他、受益者の事情で、徴収猶予が必要と認められる場合、必要な期間、徴収猶予を行います。				

【負担金の減免】

公共性の高い土地、公の生活保護を受けている方が所有している土地については、決められた率によって減免いたします。



負担金減免基準		
減免の対象となる土地	減免率	摘要
踏切及び駅前広場、線路敷地、文化財等用地、寺院・神社等用地、墓地、公園用地等	100%	面積割
自治会使用の消防倉庫及び集会所用地、公の生活扶助及びそれに準ずる特別の事情があると認められる受益者の所有する土地、下水道管が埋設された私道	100%	全額
学校用地、社会福祉施設用地、病院用地等(法に規定するもの)	75%	面積割
開発事業と同時に下水道を整備した場合	50%	全額
一般庁舎用地	50%	面積割
駅舎及びプラットホーム、国立病院用地、公営企業用地、公営住宅用地	25%	面積割
その他、実情に応じて減免が必要な土地	町長が定める率	町長が定める区分

下水道使用料について

下水道が使えるようになると、主に上水道の使用量に応じて「下水道使用料」をお支払いしていただくこととなります。使用料は、川越町にある北部浄化センターへ支払う汚水処理費や下水道管の維持管理費などの管理費用にあてられます。

下水道使用料の算定方法

使用者が排除した汚水量に対し、下水道使用料表により算出した合計額に消費税を加算した額とします。

【水道水を使用した場合】

上水道の使用量を下水道の汚水量とします。

【井戸水等を使用した場合】

一般家庭 1世帯1人につき1使用月8m³を認定汚水量とします。水道水と併用されている場合は、水道使用量と認定汚水量を比べ、どちらが多い方を下水道の汚水量とします。

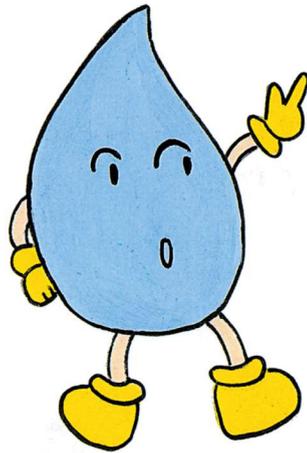
事業所 人員、業態、揚水設備の能力その他の状況を考慮して汚水量を認定します。

※井戸水等を下水道管に排水する場合、汚水量認定申告書の提出が必要です。

【下水道使用料表】

※消費税込。小数点以下は銭の単位。

汚水の区分	下水道使用料1ヵ月につき		
一般汚水	基本使用料	8m ³ まで	1,298.00円
	従量料金	8m ³ を超え20m ³ まで	1m ³ につき154.00円
		20m ³ を超え30m ³ まで	1m ³ につき159.50円
		30m ³ を超え50m ³ まで	1m ³ につき165.00円
		50m ³ を超え100m ³ まで	1m ³ につき170.50円
		100m ³ を超え300m ³ まで	1m ³ につき176.00円
		300m ³ を超え1,000m ³ まで	1m ³ につき181.50円
		1,000m ³ を超え3,000m ³ まで	1m ³ につき187.00円
		3,000m ³ を超える分	1m ³ につき192.50円



<下水道使用料の計算例> (消費税込)

1カ月の汚水量30m³の場合

基本使用料：1,298.00円 (8m³まで)

従量料金：12m³×154.00円=1,848.00円

10m³×159.50円=1,595.00円

3,443円

(小数点以下切捨)

従って下水道使用料は

(基本使用料)

(従量料金)

(下水道使用料)

1,298円 + 3,443円 = 4,741円

となります。

下水道使用料 はやみ表 (1ヶ月あたり)

※消費税込

水量 (m ³)	下水道使用料 (円)								
0 ~ 8	1,298	26	4,103	51	8,211	76	12,474	150	25,366
		27	4,262	52	8,382	77	12,644	200	34,166
		28	4,422	53	8,552	78	12,815	250	42,966
		29	4,581	54	8,723	79	12,985	300	51,766
		30	4,741	55	8,893	80	13,156	350	60,841
		31	4,906	56	9,064	81	13,326	400	69,916
		32	5,071	57	9,234	82	13,497	450	78,991
		33	5,236	58	9,405	83	13,667	500	88,066
9	1,452	34	5,401	59	9,575	84	13,838	550	97,141
10	1,606	35	5,566	60	9,746	85	14,008	600	106,216
11	1,760	36	5,731	61	9,916	86	14,179	650	115,291
12	1,914	37	5,896	62	10,087	87	14,349	700	124,366
13	2,068	38	6,061	63	10,257	88	14,520	750	133,441
14	2,222	39	6,226	64	10,428	89	14,690	800	142,516
15	2,376	40	6,391	65	10,598	90	14,861	850	151,591
16	2,530	41	6,556	66	10,769	91	15,031	900	160,666
17	2,684	42	6,721	67	10,939	92	15,202	950	169,741
18	2,838	43	6,886	68	11,110	93	15,372	1000	178,816
19	2,992	44	7,051	69	11,280	94	15,543	1100	197,516
20	3,146	45	7,216	70	11,451	95	15,713	1200	216,216
21	3,305	46	7,381	71	11,621	96	15,884	1300	234,916
22	3,465	47	7,546	72	11,792	97	16,054	1400	253,616
23	3,624	48	7,711	73	11,962	98	16,225	1500	272,316
24	3,784	49	7,876	74	12,133	99	16,395	2000	365,816
25	3,943	50	8,041	75	12,303	100	16,566		

工場・事業所などの排水規制について

工場や事業所から出る排水の中には、下水道施設を傷めたり、汚水処理の障害となる物質を含んでいるものがあります。このような様々な障害を未然に防ぐため、工場排水などを下水道に流すときは、決められた排水基準が守られているか検査しなくてはなりません。また、工場などの特定事業場から排水される排水（基準に適合しない水質の排水）は、当然この排水基準以下にするための除害施設を設置しなければなりません。

該当される工場、事業所などは事前に上下水道課へご相談ください。

基準に適合しない排水とは

1. 温度の高い排水
2. 酸及びアルカリ排水
3. 多量の有機物のため、汚れがひどくBOD、SSの高い排水
4. 沈殿性物質を含有する排水
5. 油脂類を含有する排水
6. フェノール、シアン化合物等の毒物を含有する排水
7. カドミウム、水銀など重金属類を含有する排水
8. その他、下水道施設を破損または閉塞し、処理作業を妨害する恐れがある排水、及び人畜、その他の被害を与える恐れがある排水

除害施設を設置してください

以上のような有害な物質を含む排水を下水道に流す場合は、有害物質を取り除くための除害施設を設けることが法律で義務づけられています。

水質の管理

下水道法や町の条例などにより、排水基準を定めています。水質を適正に保つために工場などに対して採水検査のほか立入検査を行い、排水処理の指導をいたします。



下水道を大切に

下水道は私たちの生活環境を守る公共の財産です。利用する私たち一人ひとりがルールを守って大切にしていかななくてはなりません。



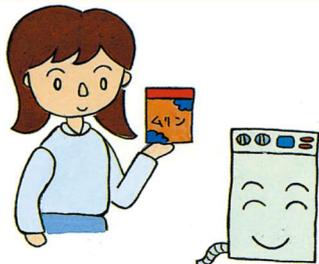
台所のゴミを排水管に流さないで！

処理場へいくと、『どうしてこんなに？』と驚くほど、家庭からのゴミが流れ込んできています。お互いに気をつけましょう！



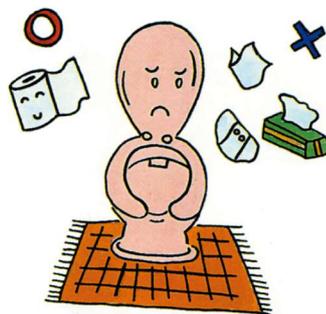
油は一度ふきとってから！

てんぷら油などの油類は新聞紙にしみ込ませて燃えるゴミに出すか専用の油処理剤を使ってください。管の中で油類が固まると詰まりの原因になります。



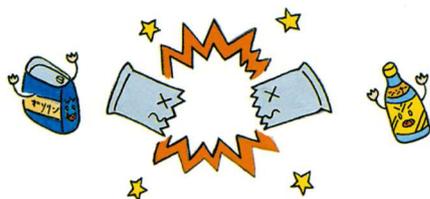
中性洗剤の使用は控えめに！

中性洗剤は、汚水処理場の微生物を傷め、浄化作用に影響します。無リン洗剤やクレンザーを使うか、使用の際は少なめにしてください。



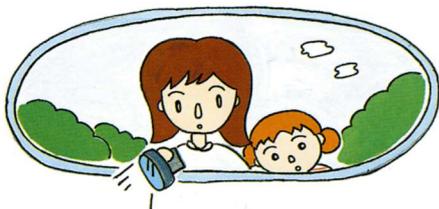
水洗便所、溶けない紙にご用心！

トイレトーパー以外の紙や異物は流さないようにしましょう。管の詰まりの原因になります。ビニール、テープなどにも気をつけてください。



危険物を流さないで！

アルコールやガソリン、シンナーなどの危険物を流すと排水管の中で爆発したり、管を損傷したり、思わぬ災害を引き起こす恐れがあります。



月に一度、排水設備の点検を！

宅地内の排水設備の点検を定期的に行ってください。汚水マスのふたを開けて、流れが悪いときは洗い流してください。異常のある場合は、排水設備指定工事店へご連絡を。



排水管理設の上や近くには植栽しないで！

排水管に植木の根が侵入し、詰まりや破損の原因になります。また、何かあったときの修繕工事に支障をきたします。管の近くや上には植栽しないでください。

下水道は美しい自然を守り、快適な生活環境をつくっていくために欠くことのできない施設です。菟野町の下水道事業の推進にあたりましては、地域の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



菰野町下水道のマンホールの蓋

公共汚水ますの蓋のデザインは町の花などの菰野町の象徴を中心にデザインしてあります。

- ニホンカモシカ 町の獣（左下）
- コモノギク 町の花（右下）
- ウグイス 町の鳥（右上）
- 御在所とロープウェイ 町の代表的な観光地（左上）

発行／三重県 菰野町役場・令和4年8月

上下水道課 TEL.059-391-1136 FAX.059-391-1194
〒510-1292 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地